

平成30年度から

八潮市国民健康保険税が変わります

改正の背景

埼玉県では、平成30年度から、国民健康保険の運営が市町村ごとから、都道府県と市町村の共同運営による「国保の広域化」がスタートすることに伴い、平成29年9月に「埼玉県国民健康保険運営方針」を定めました。

また、県では国のガイドライン等に基づき、医療費の財源となる「国保事業費納付金」（注1）を算定するとともに、医療費水準・年齢構成・所得水準等を考慮して、各市町村ごとに「標準保険税率（注2）」を算定しました。

八潮市では、県が定めた「運営方針」や「標準保険税率」等を踏まえ、国民健康保険税を改正することとしたものです。

注1：医療費の財源となるもので、市町村は県が算定した納付金を納める必要があります。

注2：納付金を納めるために必要な国保税の標準的な水準で、県が市町村ごとに毎年算定するものです。

主な改正点

① 医療給付費分の課税方式が変わります

医療給付費分において、固定資産税額に応じて課税される「資産割額」と、1世帯につき課税される「平等割額」がなくなり、所得金額に応じて課税される「所得割額」と、被保険者1人につき課税される「均等割額」だけになります。

平成29年度	平成30年度
所得割額	所得割額
資産割額	
均等割額	均等割額
平等割額	

② 税率等（所得割率・均等割額）が変わります

介護納付金分の均等割額を除く、全ての所得割率及び均等割額が変わります。

③ 課税限度額が変わります

平成29年度	平成30年度
医療：51万円	医療：54万円
後期：14万円	後期：19万円
介護：12万円	介護：16万円

④ 税の軽減措置が拡充されます

平成29年度	平成30年度
6割軽減	7割軽減
4割軽減	5割軽減
	2割軽減

詳しい税率等については、次のページをご覧ください



税率等比較一覧表

課税区分	算定区分 (注1)		改正前 (H29)	改正後 (H30)	比較	参考(注2) 標準保険税率
医療給付費分	所得割率	課税対象所得額の	6.6%	7.3%	+0.7p	6.74%
	資産割率	固定資産税額の	20.0%	—	廃止	—
	均等割額	一人当たり	14,000円	28,000円	+14,000円	38,312円
	平等割額	一世帯当たり	23,000円	—	廃止	—
	課税限度額	一世帯の限度額	51万円	54万円	+3万円	54万円
後期高齢者 支援金等分	所得割率	課税対象所得額の	2.6%	2.2%	△0.4p	2.24%
	均等割額	一人当たり	11,000円	13,000円	+2,000円	12,691円
	課税限度額	一世帯の限度額	14万円	19万円	+5万円	19万円
介護納付金分 (40歳から64歳 までの方のみ)	所得割率	課税対象所得額の	1.4%	2.0%	+0.6p	2.03%
	均等割額	一人当たり	10,000円	10,000円	据置き	15,123円
	課税限度額	一世帯の限度額	12万円	16万円	+4万円	16万円

注1：課税対象所得額とは、前年の総所得金額等から基礎控除（33万円）を差引いた金額です。

注2：標準保険税率は、埼玉県が平成30年2月に示した、八潮市の標準保険税率です。

軽減措置の対象

次の一定の所得以下の世帯については、均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減判定基準所得額
7割	33万円以下
5割	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数等) 以下
2割	33万円 + (50万円 × 被保険者数等) 以下

16歳以上の被保険者の方は、所得が無くても、申告していただかないと基準に該当するかどうか判断できません。

軽減を受けるためには、所得が無くても(少なくとも)市民税・県民税申告あるいは国民健康保険税所得申告が必要です。

モデル世帯における税額比較については、
次のページをご覧ください



改正後の国保税負担は、「世帯人数が多い」「世帯所得が高い」ほど、引上げられる傾向・仕組みになっています。

ただし、八潮市国民健康保険に加入されている世帯のうち「約85%」が、単身世帯・2人世帯で構成され、世帯所得によっては、国保税の引下げ、若しくは、ほぼ同程度となる世帯も多くあると予測しています。

このように、条件によっては、国保税が引上げとなる世帯があるものの、全体的には、できる限り、国保税負担が激変しないよう考慮したうえで改正を行ったところです。

モデル世帯で比較する国民健康保険税額

※年齢：1人世帯（65歳）、2人世帯（夫婦65歳）、4人世帯（夫婦40歳、小学生2人）

世帯人数 (所得種別)	所得額	固定 資産税額	改正前 (H29)	改正後 (H30)		参考(注1) 標準保険税率	
			税額	税額	増減率	税額	増減率
1人 ・ 年金 所得	① 33万円	0円	19,200円	12,300円	△35.9%	15,200円	△20.8%
	② 75万円	0円	67,400円	60,300円	△10.5%	63,100円	△6.4%
	③ 97万円	0円	106,800円	93,500円	△12.5%	98,100円	△8.1%
	④ 100万円	0円	109,600円	104,600円	△4.6%	111,000円	1.3%
	⑤ 200万円	5万円	211,600円	199,600円	△5.7%	200,800円	△5.1%
	⑥ 300万円	5万円	303,600円	294,600円	△3.0%	290,600円	△4.3%
	⑦ 400万円	5万円	395,600円	389,600円	△1.5%	380,400円	△3.8%
2人 ・ 年金 所得	① 33万円	0円	29,200円	24,600円	△15.8%	30,500円	4.5%
	② 102万円	0円	107,200円	106,400円	△0.7%	112,900円	5.3%
	③ 146万円	0円	176,800円	172,800円	△2.3%	183,000円	3.5%
	④ 200万円	5万円	236,600円	240,600円	1.7%	251,800円	6.4%
	⑤ 300万円	5万円	328,600円	335,600円	2.1%	341,600円	4.0%
	⑥ 400万円	5万円	420,600円	430,600円	2.4%	431,400円	2.6%
4人 ・ 給与 所得	① 33万円	0円	57,200円	55,200円	△3.5%	70,100円	22.6%
	② 141万円	0円	200,100円	216,100円	8.0%	235,900円	17.9%
	③ 200万円	0円	319,900円	339,200円	6.0%	371,100円	16.0%
	④ 300万円	0円	425,900円	491,000円	15.3%	528,100円	24.0%
	⑤ 400万円	5万円	541,900円	606,000円	11.8%	638,200円	17.8%
	⑥ 500万円	5万円	622,500円	721,000円	15.8%	748,300円	20.2%
	⑦ 600万円	10万円	712,500円	836,000円	17.3%	858,400円	20.5%
	⑧ 700万円	10万円	763,300円	883,400円	15.7%	890,000円	16.6%
	⑨ 800万円	10万円	770,000円	890,000円	15.6%	890,000円	15.6%

注1：標準保険税率は、埼玉県が平成30年2月に示した、八潮市の標準保険税率です。

また、税額は標準保険税率により算出したものです。